



今月のトピックス

◇ 全社協からのお知らせ

- 令和元年度第 1 回企画小委員会を開催（地域福祉推進委員会）
- 今後の権利擁護体制のあり方検討委員会を開催（地域福祉推進委員会）
- 介護サービス経営研究会幹事会を開催（地域福祉推進委員会）
- 第 2 回常任委員会を開催（地域福祉推進委員会）

◇ 制度・施策等の動き

- 令和 2 年度予算概算要求の概要の公表（厚生労働省）
- 社会保障審議会介護保険部会（第 80 回、81 回、82 回）を開催（厚生労働省）
- 社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第 2 回、第 3 回）を開催（厚生労働省）
- 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会中間とりまとめを公表、第 5 回、第 6 回検討会を開催

◇ その他（参考情報）

- 自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果
- 「平成 30 年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表（厚生労働省）
- 「オレオレ詐欺等対策プラン」の周知について（犯罪対策閣僚会議）
- 滋賀県社会福祉協議会の子ども食堂に関する協定について（実践事例）



◇ 全社協からのお知らせ

令和元年度第 1 回企画小委員会を開催（地域福祉推進委員会）

地域福祉推進委員会は、8 月 29 日（木）、令和元年度第 1 回企画小委員会を開催しました。本委員会は、地域福祉の推進と社協の基盤強化に関する検討を行うことを目的とした委員会です。第 1 回委員会では「市区町村社会福祉協議会経営指針（以下、経営指針）」の改定に向けた議論、社会福祉法人・福祉施設との協働による地域における公益的な取り組みのさらなる推進に向けた検討等を行いました。

【委員会における主な議論】

① 経営指針の改定について

地域福祉推進委員会が提起した各種の方針等、また、社会福祉法の改正による社会福祉法人制度改革や地域共生社会の実現に向けた福祉改革等を踏まえ、内容を改定する予定です。委員からは、基本的な考え方として、社協は協議体組織であり、組織経営においては、さまざまな関係団体・者と協働して地域福祉を推進していくという視点が必要であることや、すべての社協が共通として取り組むべき内容を記載すべきという意見が出されました。今後、委員会での協議を経て都道府県・指定都市社協を通じた意見照会を行い、来年度の地域福祉推進委員会総会にて改定案を上程する予定です。

② 社会福祉法人・福祉施設との協働による地域における公益的な取り組みのさらなる推進について

社会福祉法人・福祉施設との協働による地域における公益的な取り組みに関し、現状や課題を共有しました。あわせて、社協と社会福祉法人の連携・協働のさらなる推進のための相互の取り組みや、新たな連携法人制度の創設に関する議論への対応等について協議することを目的に、地域福祉推進委員会と全国社会福祉法人経営者協議会による意見交換会を開催することを確認しました。意見交換会は、11 月 5 日（火）に開催予定です。

【今後の予定】

- ・第 2 回委員会 令和元年 11 月 5 日（火）
※同日全国経営協との意見交換会を開催。
- ・第 3 回委員会 令和 2 年 3 月

今後の権利擁護体制のあり方検討委員会を開催（地域福祉推進委員会）

2019 年 8 月 28 日、地域福祉推進委員会に専門委員会として設置している「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」を開催しました。

第 1 回委員会では、今年度の委員会の検討課題や進め方について協議するとともに、成年後見制度利用促進への取り組みや日常生活自立支援事業の不正防止と業務の効率化に関して現状・課題の共有を行いました。

今年度の委員会では、以下の検討課題について取り組みを進める予定です。

- ① 日常生活自立支援事業に関する業務の効率化及び不正防止の取り組み強化
 - ・金銭管理サービス、書類預かりサービスの実態や課題を踏まえて業務の効率化及び不正防止に向けた検討を行い、改善方策を整理・提案する。
- ② 日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用促進の一体的な展開の推進
 - ・「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」に基づき、権利擁護センター等の設置、中核機関の受託、地域連携ネットワークや市町村計画策定への参画を推進する。



- ・両事業の一体的な展開に関する事例を把握・分析し、取り組みの工夫やポイント、効果等について情報発信する。
- ・日常生活自立支援事業の実施主体のあり方に関し、市町村を主体とする場合のメリットや課題、都道府県・指定都市社協の役割等について検討する。

第 1 回介護サービス経営研究会幹事会を開催（地域福祉推進委員会）

2019 年 9 月 24 日、地域福祉推進委員会に専門委員会として設置している「介護サービス経営研究会幹事会」を開催しました。

第 1 回幹事会では、まず社協における介護サービス経営の現状や課題を出し合い、近年、赤字経営の社協が増加していること、人材確保が益々困難になっていることなど、問題意識を共有しました。とくに介護職員処遇改善加算の届出をしている社協の割合が他の経営主体に比べて著しく低い現状への対策の必要性や社協として介護サービス事業を実施する意義を組織として明確にしたうえで経営戦略を持つことなどについて意見交換を行いました。

次に、2021 年介護保険制度改正に向けた国の検討状況及び今後の検討の論点を踏まえ、要望すべき項目や内容について検討しました。介護保険制度改正に対する要望書については、今後さらに議論を進め、11 月下旬以降に厚労省に提出する予定としています。

< 2019 年度の検討・実施事項 >

(1) 2021 年介護保険制度改正に関する議論への対応

- ・介護保険部会における議論など制度改正に関する動向を把握し、必要に応じて政策提言や要望を行う。

⇒介護保険制度改正に関する要望書の提出

⇒制度改正の方向を踏まえた社協としての今後の事業展開に関する検討・提案

(2) 市区町村社協における介護サービス経営の強化・改善

- ・経営改善・強化に関する事例を把握・分析し、各社協の参考にできるよう取り組みのポイントや工夫を情報発信する。

⇒ノーマ社協情報、社協経営基盤強化セミナー（2020 年 2 月 25～26 日）等での事例紹介

第 2 回常任委員会を開催（地域福祉推進委員会）

2019 年 10 月 4 日、第 2 回地域福祉推進委員会常任委員会を開催しました。第 2 回常任委員会では、まず「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の中間とりまとめや社会保障審議会介護保険部会の動向、令和 2 年度予算概算要求等について事務局より情勢報告を行いました。続いての協議では、以下の議題に基づいて意見が交わされ、今後の事業実施の方向性について確認しました。

(1) 今年度の災害対応の状況と福祉救援活動資金の送金について

(2) 市区町村社協の組織・事業基盤の強化に向けた支援等について

① 不祥事の発生・対応について

② 「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストの実施状況と今後の推進

③ 市区町村社会福祉協議会経営指針の見直しについて

④ 社会福祉法人・福祉施設との連携・協働について

(3) 市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会について

(4) 今後の権利擁護体制のあり方検討委員会について

(5) 令和元年度事業の進捗状況について



◇ 制度・施策等の動き

令和 2 年度予算概算要求の概要を公表（厚生労働省）

厚生労働省は、総額 32 兆 6,234 億円（前年度比 6,593 億円増）となる、令和 2 年度予算概算要求を明らかにしました。

概算要求では、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の減少が進む 2040 年代を見据え、人生 100 年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むことを柱に掲げています。

地域福祉関連では、「Ⅲ．安全・安心な暮らしの確保等」に関する柱の中に「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現」が掲げられています。

<地域福祉関連のポイント>

■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

市町村における複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な支援体制の整備のため、昨年度に引き続き包括的支援体制にかかるモデル事業の拡充を図ることとし、市町村等の創意工夫ある取組、都道府県による市町村における地域づくりの取組の支援にかかる経費が盛り込まれています。

とくに、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会中間とりまとめ」（令和元年 7 月 9 日）を踏まえ、従来の取組に加え、社会とのつながりや参加の支援、地域コミュニティにおけるケア・支える関係性の育成支援の観点から市町村の取組を推進することとされています。

断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進【一部新規】【一部推進枠】

58 億円(28 億円)

■生活困窮者自立支援制度関係

ひきこもり状態にある方や長期無業者など、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応するため、自立相談支援のアウトリーチの充実や就労準備支援事業等の実施体制の整備促進、ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化等について予算が盛り込まれています。

自立相談支援のアウトリーチ等の充実【一部新規】【一部推進枠】

525 億円の内数(438 億円の内数)

各市等の自立相談支援機関へアウトリーチ支援員（仮称）を新たに設置し、ひきこもり状態にある方などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めるとともに、各都道府県に企業開拓員（仮称）を新たに配置し、就労準備支援事業等における就労体験や就労訓練受け入れ先の開拓を進める。

就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進【一部新規】【一部推進枠】

525 億円の内数(438 億円の内数)

就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業について、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考とした事業をモデル的に実施することを通じて、実施体制の整備を進める。

ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、居場所づくり等【一部新規】【一部推進枠】

525 億円の内数(438 億円の内数)

より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成される専門チームをひきこもり地域支援センターに設置する。専門チームの意見を踏まえて、管内



市町村を巡回するセンターの支援員が、ひきこもり支援に携わる自立相談支援機関へのアドバイスや、当事者への支援を行う。

また、社会とのつながりを支援するために、中高年のひきこもり状態にある者を念頭に置いた居場所づくりや、就労に限らないボランティア活動の機会を提供し、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を提供する。

ひきこもり支援に携わる人材等の養成研修の推進【一部新規】【一部推進枠】

67百万円(60百万円)

ひきこもり支援に携わる自立相談支援機関の支援員向けに、支援手法等に係る研修を実施し、より質の高い支援ができる人材を養成する。

■成年後見制度利用促進

認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係る KPI の着実な達成に向けて、前年度（3.5 億円）の約 3 倍となる 10.8 億円が計上されています。

中核機関の整備、市町村計画策定の推進

7.3 億円(3.5 億円)(一部推進枠)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・都道府県 による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- ・中核機関における市民 後見人、親族後見人への支援体制の 強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦（受任調整会議）の取組の推進

後見人等への意思決定支援研修の実施

0.5 億円(委託費)(推進枠)

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

任意 後見・補助・保佐等の広報・相談の 強化

3.0 億円(委託費)(推進枠)

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援 事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する 「(仮称) 任意後見・補助・保佐等広報相談センター 事業」を実施する。

■災害時における福祉支援体制

災害時要配慮者への支援体制の整備や災害ボランティアセンターの運営に係る平時からの研修や訓練に関する経費が計上されています。

災害時における福祉支援体制の整備推進【一部新規】【一部推進枠】

530 億円の内数(436 億円の内数)

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な要配慮者に対し、避難所等での避難生活における生活機能の低下などの二次被害を防止するため、災害派遣福祉チームの組成や保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討等、平時から支援体制の整備を推進する。また、昨今の被災時における災害ボランティアの重要性に鑑み、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営に係る平時からの研修や訓練を推進する。

詳細は以下をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20syokan/>



社会保障審議会介護保険部会（第 80 回、81 回、82 回）を開催（厚生労働省）

2021 年の介護保険制度改正をめぐる二巡目の議論がスタートし、8 月 29 日に第 80 回、9 月 13 日に第 81 回、9 月 27 日に第 82 回の介護保険部会が開催されました。

第 80 回部会では、2 月以降 5 回にわたって交わされた議論を踏まえた「今後の検討事項」が示され、各テーマに関する意見が交わされました。また、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会中間まとめ」について、その内容とも連動を図りながら検討を進めることが報告されました。

第 81 回部会では、介護保険事業（支援）計画、介護サービス基盤整備、認知症施策の総合的な推進を議題として議論が行われました。第 8 期介護保険事業支援計画における取組の方向性として、都市部と地方による違い等、地域の状況に応じた介護サービスの基盤整備や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備状況等も踏まえながら適切に進めていく必要性等をめぐって意見が交わされました。

第 82 回部会では、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、保険者機能強化推進交付金や調整交付金のあり方について協議が行われました。

第 80 回介護保険部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06352.html

第 81 回介護保険部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06659.html

第 82 回介護保険部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06953.html

社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第 2 回、第 3 回）を開催（厚生労働省）

8 月 28 日、社会保障審議会介護保険部会に設置されている介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第 2 回）が開催されました。第 2 回委員会では、9 団体からヒアリングが行われ、指定申請や報酬請求、指導監査の際に、介護サービス事業者と行政との間でやりとりされる文書の共通化・簡素化などについて意見が交わされました。

9 月 18 日には第 3 回委員会が開催され、第 1 回・第 2 回委員会の議論を踏まえた今後検討すべき主な論点（案）が提示されました。これまでは、指定申請・報酬請求・指導監査等の分野別に検討が行われてきましたが、今後の検討に際しては、①個々の申請様式・添付書類や手続に関する簡素化、②自治体毎のローカルルール解消による標準化、③共通してさらなる効率化に繋がる可能性のある ICT 等の活用といった分野に共通する横断的な観点を持って検討を深めることとし、12 月にかけてのスケジュールが確認されました。

詳細は以下の URL をご覧ください。

第 2 回：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06391.html

第 3 回：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06769.html



一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会中間とりまとめ公表、第 5 回、第 6 回検討会を開催（厚生労働省）

2019 年 8 月 23 日に「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」中間とりまとめが公表されました。今回の論点の 1 つに挙げられていた「一般介護予防事業等に今後求められる機能」の中で以下のとおり社会福祉協議会について言及されています。

○通いの場をより魅力的なものとし、効果的・効率的な介護予防を進める観点から、それぞれの年齢層や性別、関心、健康状態などに応じて参加できるよう、通いの場を類型化し示していくことも検討すべきである。その際、行政が介護保険による財政的支援を行っているものに限らず、下記のような取組も通いの場として明確化を図ることが適当である。

- －自治体の介護保険の担当以外の部局が行う、スポーツや生涯学習に関する取組、公園や農園を活用した取組など介護予防につながる取組
- －民間企業や社会福祉協議会など多様な主体と連携した取組
- －医療機関や介護保険施設等が自主的に行う取組
- －有償ボランティアなどいわゆる就労に類する取組

一般介護予防事業における通いの場として社協の取り組みや有償ボランティア等の取り組みも注目されています。今後、地域での効果的・効率的な介護予防を進めていくにあたり、多様な通いの場の一部として社協の取り組みも含まれるため、社協で行う通いの場の目的や役割について再確認することも大切であると考えられます。

詳細は以下の URL をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000535963.pdf>

また、中間とりまとめ公表後、9 月 4 日に第 5 回、10 月 3 日に第 6 回検討会が開催され、二巡目の議論がスタートしました。第 5 回検討会では、中間取りまとめを踏まえた検討の論点と進め方を確認するとともに、PDCA サイクルに沿った取組を推進するためのプロセス指標やアウトカム指標を含めた評価の在り方について意見が交わされました。第 6 回検討会では、地域支援事業の他の事業等との連携方策や効果的な実施方法について検討されたほか、介護予防に関する評価指標について評価の観点や指標案をめぐって議論が行われました。

◇ その他（参考情報）

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果

ひきこもり状態にある人の実態把握に関し、厚生労働省は、概ね過去 10 年間において、各自治体が調査を実施し、公表している結果についてとりまとめ、公表しました。

都道府県段階では 23 か所（49%）、市町村段階（指定都市含む）では 105 か所（6%）で実態調査が行われています。ただし、調査対象や方法、ひきこもり状態の定義が自治体によって異なるため、単純な比較や集計はできないとしています。

詳細は以下の URL をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.htm



「平成 30 年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表（厚生労働省）

厚生労働省は、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況等について都道府県を通じて把握した結果を公表しました。

通報・届出のあった事業所数は、1,656 事業所（前年度比+11.7%）と前年度と比べ増加しており、虐待が認められた事業所数も 541 事業所（前年度比+9.4%）と前年度と比べ増加しています。虐待が認められた障害者数は 900 人（前年度比 31.2%）と前年度と比べ減少しました。

受けた虐待の種別では、経済的虐待が 791 人（83.0%）と最も多く、次いで心理的虐待が 92 人（9.7%）、身体的虐待が 42 人（4.4%）となっています

詳細は以下の URL をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_00004.html

「オレオレ詐欺等対策プラン」の周知について（犯罪対策閣僚会議）

厚生労働省より、8 月に「オレオレ詐欺等対策プラン」の決定に伴う対応について情報提供がありました。

プランの中では、高齢者と接する機会の多い団体・事業者等が被害の防止に向けて注意喚起を行っていくことが呼びかけられています。この間、全国の社協で社協職員を装った不審電話等も発生しており、HP での注意喚起、警察や消費生活センター等への情報提供等すでにお取り組みいただいております社協等もごさいます。引き続き、特殊詐欺等についても注意喚起や広報啓発等、お取り組みいただきますようお願いいたします。

詳細は別添資料（社協の杜掲載）をご覧ください。

<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/shakyo/index.php?s=1>

滋賀県社会福祉協議会の子ども食堂に関する協定について（実践事例）

滋賀県社会福祉協議会が、滋賀県内の全郵便局（230 局）と、子ども食堂に関する包括的連携に関する協定を結びました。

取り組みの内容としては郵便局が地域で行われる子ども食堂のお知らせを行う、郵便局員が地域の子ども食堂で「遊びや学び」を提供するといったことが行われます。また、関連してひきこもりの人やその家族にむけた情報提供のパンフレットを設置する等、郵便局が地域の情報の拠点としても機能しているようです。

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp